

姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針

[平成14年3月28日制定]

(目的)

第1 この指針は、市の附属機関等の会議を公開し、公正かつ透明性のある会議の運営の方針を示すことにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(対象とする会議)

第2 この指針の対象とする会議は、次に掲げる附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の会議とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関

(2) 会議の結果を市政に反映することを主な目的として、市民、学識経験者等の参集を求めて開催される懇談会等

(会議の公開の基準)

第3 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第7条各号に定める情報を含む事項について審議等を行うときは、当該会議を公開しない。

(会議の傍聴)

第4 何人も、第3ただし書の規定により附属機関等の会議が非公開とされたときを除き、附属機関等の会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) その他会議の秩序維持が困難であると認められる者

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる遵守事項を守り、附属機関等の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語、飲食及び喫煙をしないこと。

(3) 示威行為をしないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得て行うことができる。

(5) 発言を求めたり、委員等の発言に対し、批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(6) その他会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、当該附属機関等が定める。

4 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

(会議開催の事前公表)

第5 附属機関等は、公開の会議を開催するときは、会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した文書を市政情報センター及び支所に掲示するとともに、本市のホームページに登載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の処置
- (6) その他必要な事項

(会議資料の閲覧)

第6 会議を公開する場合は、会議資料を傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。ただし、会議資料のうち条例第7条各号に定める情報を含むものを除く。

(会議録の作成)

第7 附属機関等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8 附属機関等は、公開された当該附属機関等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9 附属機関等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めによるものとする。

(運用状況の公表)

第10 市長は、附属機関等の会議の公開の運用状況を取りまとめ、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成14年10月1日から施行し、同日以後に第5の規定により公表する附属機関等の会議から適用する。